

堺市公報 第179号	令和3年7月30日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市立国際交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

【文化観光局国際部国際課】 3

- 堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

【健康福祉局健康部健康医療推進課】 4

<告示>

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について

【環境局環境保全部環境対策課】 5

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 6

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 7

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 8

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 8

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 9

- 道路法に基づく市道の供用廃止について

【建設局土木部路政課】 9

- 道路法に基づく歩行者専用道路の指定について

【建設局土木部路政課】 12

○道路法に基づく市道の供用開始について	
【建設局土木部路政課】	14
○道路法に基づく市道路線の認定について	
【建設局土木部路政課】	16
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【市民人権局市民生活部市民協働課】	18
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について	
【環境局環境保全部環境対策課】	19
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について	
【環境局環境保全部環境対策課】	20
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	21
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	22
○南部大阪都市計画事業黒山西土地区画整理事業の定款の変更認可について	
【建築都市局都市整備部】	28
<上下水道局管理規程>	
○堺市上下水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	29
○堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規程の一部を 改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	30
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	31
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	33
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	34
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	35

規 則

堺市立国際交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第86号

堺市立国際交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立国際交流プラザ条例施行規則（平成22年規則第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市立多文化交流プラザ・さかい条例施行規則

第1条中「堺市立国際交流プラザ条例」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい条例」に、「堺市立国際交流プラザ」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい」に改める。

第3条第1項中「堺市立国際交流プラザ会議室使用申込書」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい会議室使用申込書」に改め、同条第3項中「堺市立国際交流プラザ会議室使用許可書」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい会議室使用許可書」に改める。

第7条第1項中「（以下「利用者」という。）」を削る。

第9条中「堺市立国際交流プラザ施設等破損（滅失）届」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい施設等破損（滅失）届」に改める。

様式第1号中「堺市立国際交流プラザ会議室使用申込書」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい会議室使用申込書」に、「堺市立国際交流プラザ条例施行規則」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい条例施行規則」に、「堺市立国際交流プラザ会議室」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい会議室」に、
「□5階会議室（小）・□6階会議室（大）」

を

」

「

□会議室（小）・□会議室（大）」に改める。

」

様式第2号中「堺市立国際交流プラザ会議室使用許可書」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい会議室使用許可書」に、「堺市立国際交流プラザ会議室」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい会議室」に、

「□5階会議室（小）・□6階会議室（大）

を

」

「

□会議室（小）・□会議室（大）

に、

」

「破損」を「破損し、」に、「堺市立国際交流プラザ条例」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい条例」に、「同施行規則」を「同条例施行規則」に改める。

様式第3号中「堺市立国際交流プラザ施設等破損（滅失）届」を「堺市立多文化交流プラザ・さかい施設等破損（滅失）届」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

（堺市事務分掌規則の一部改正）

2 堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1文化観光局国際部国際課交流協力係の分掌事務を定める部分第5号中「国際交流プラザ」を「多文化交流プラザ・さかい」に改める。

~~~~~

堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第87号

堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則

堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例（令和3年条例第31号）の施行期日は、令和3年10月11日とする。

告 示

## 堺市告示第265号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本酢ビ・ポパール株式会社  
代表取締役社長 小泉 由治  
堺市西区築港新町3丁11番地1

## (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

日本酢ビ・ポパール株式会社  
堺市西区築港新町3丁11番地1

## (3) 特定施設に関する事項

## ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 33号ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機 1基

## イ 能力

固形分排出能力 ポパール 1,000kg/時間

## ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

許可後及び着手後30日並びに完成後

## エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

連続24時間

## オ 使用時間の季節的変動

なし

## カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最

大の値

BOD：通常及び最大の値 いずれも884,000mg/l

COD：通常及び最大の値 いずれも170,000mg/l

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

通常量及び最大量 いずれも90m<sup>3</sup>/日

(4) 汚水等の処理施設に関する事項並びに排出水の汚染状態及び量

この特定施設から排出される汚水等は全量精製・回収され、原料として再利用される。

## 2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年7月30日から同年8月20日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 LAUGH JOY	居宅介護	ライブリーケアステーション堺	大阪府堺市堺区戎島町二丁53番地1 キッコービル203号室	令和3年7月1日
株式会社 LAUGH JOY	重度訪問介護	ライブリーケアステーション堺	大阪府堺市堺区戎島町二丁53番地1 キッコービル203号室	令和3年7月1日
一般社団法人 Cross Link	就労継続支援(B型)	作業所和っ哈	大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町一丁2番11号 第三和伸ビル1階	令和3年7月1日
株式会社 LITALICOパートナーズ	就労定着支援	LITALICOワークス堺東	大阪府堺市堺区中瓦町一丁4-24 堺東EH第三ビル8F	令和3年7月1日
株式会社 ハートフルサンク	就労継続支援(B型)	ハートフルサンク・ひしきワークス	大阪府堺市西区菱木一丁2446-1 ドイビル2階	令和3年7月1日

堺市告示第267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 May Lily	地域移行支援	相談支援あだぶと	大阪府堺市東区日置荘原寺町409番地1	令和3年7月1日
一般社団法人 May Lily	地域定着支援	相談支援あだぶと	大阪府堺市東区日置荘原寺町409番地1	令和3年7月1日

堺市告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 M a y L i l y	計画相談支援	相談支援あだづ と	大阪府堺市東区日置 荘原寺町409番地1	令和3年7月 1日

堺市告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 三和	居宅介護	三和訪問介護	大阪府堺市南区槇塚 台二丁40番5-202号	令和3年6月 1日
株式会社 三和	重度訪問介護	三和訪問介護	大阪府堺市南区槇塚	令和3年6月

			台二丁40番5-202号	1日
特定非営利活動法人 和輪ワールド	就労継続支援 (B型)	作業所和っ哈	大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町一丁2番11号 第3和伸ビル1F	令和3年6月30日

~~~~~

## 堺市告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名         | 事業内容   | 事業所名       | 事業所所在地                   | 廃止年月日     |
|-------------|--------|------------|--------------------------|-----------|
| 合同会社 オフィス有間 | 計画相談支援 | ルイ相談支援センター | 大阪府堺市堺区一条通1番23号 堺ビル201号室 | 令和3年6月30日 |

~~~~~

堺市告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路 線 名 別紙調書のとおり
- 2 供用廃止の区間 別紙調書のとおり
- 3 供用廃止の期日 告示の日

市道路線供用廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	備考
878	南島101号線	堺区南島町4丁156番5地先 堺区南島町5丁174番1地先	
879	南島102号線	堺区南島町3丁141番1地先 堺区南島町3丁141番1地先	
880	南島103号線	堺区南島町1丁44番2地先 堺区南島町3丁141番1地先	
881	南島104号線	堺区南島町1丁44番2地先 堺区南島町1丁44番2地先	

~~~~~

堺市告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 路 線 名 別紙調書のとおり

2 指定する期日 告示の日

## 歩行者専用道路の指定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名   | 起 点<br>終 点                       | 備考 |
|----------|---------|----------------------------------|----|
| 878      | 南島101号線 | 堺区南島町4丁156番5地先<br>堺区南島町5丁174番1地先 |    |
| 879      | 南島102号線 | 堺区南島町3丁141番1地先<br>堺区南島町3丁141番1地先 |    |
| 880      | 南島103号線 | 堺区南島町1丁44番2地先<br>堺区南島町3丁141番1地先  |    |
| 881      | 南島104号線 | 堺区南島町1丁44番2地先<br>堺区南島町1丁44番2地先   |    |

~~~~~

堺市告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路 線 名 別紙調書のとおり
- 2 供用開始の区間 別紙調書のとおり
- 3 供用開始の期日 告示の日

市道路線供用開始調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	備考
878	南島101号線	堺区南島町4丁156番5地先 堺区南島町5丁174番1地先	
879	南島102号線	堺区南島町3丁141番1地先 堺区南島町3丁141番1地先	
880	南島103号線	堺区南島町1丁44番2地先 堺区南島町3丁141番1地先	
881	南島104号線	堺区南島町1丁44番2地先 堺区南島町1丁44番2地先	

~~~~~

## 堺市告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1 整 理 番 号 | 別紙調書のとおり |
| 2 路 線 名   | 別紙調書のとおり |
| 3 起 点 終 点 | 別紙調書のとおり |
| 4 重要な経過地  | 別紙調書のとおり |

## 市道路線認定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名     | 起 点<br>終 点                           | 重要な経過地 | 付 記                |
|----------|-----------|--------------------------------------|--------|--------------------|
| ハ1051    | 土師217号線   | 中区土師町2丁98番1地先<br>中区土師町2丁99番5地先       |        | 開発に伴う寄付            |
| ニ284     | 西野76号線    | 東区西野2番14地先<br>東区西野3番33地先             |        | 〃                  |
| ヒ962     | 日置荘原寺63号線 | 東区日置荘原寺町75番41地先<br>東区日置荘原寺町75番45地先   |        | 〃                  |
| ハ1052    | 浜寺元51号線   | 西区浜寺元町5丁660番4地先<br>西区浜寺元町5丁660番3地先   |        | 〃                  |
| ハ1053    | 土師218号線   | 中区土師町5丁121番10地先<br>中区土師町5丁121番10地先   |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| 7699     | 福田271号線   | 中区福田163番7地先<br>中区福田163番13地先          |        | 〃                  |
| ヲ606     | 高松54号線    | 東区高松118番6地先<br>東区高松118番6地先           |        | 〃                  |
| ヲ350     | 草部228号線   | 西区草部1478番11地先<br>西区草部1478番8地先        |        | 〃                  |
| ハ1050    | 浜寺昭和48号線  | 西区浜寺昭和町5丁637番2地先<br>西区浜寺昭和町5丁634番1地先 |        | 〃                  |
| ハ1054    | 浜寺元52号線   | 西区浜寺元町3丁243番地先<br>西区浜寺元町3丁242番3地先    |        | 〃                  |
| ヒ963     | 東上野芝33号線  | 北区東上野芝町2丁274番3地先<br>北区東上野芝町2丁274番6地先 |        | 〃                  |

## 公 告

堺市公告第409号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
（令和3年度）堺市戦略的公設防犯カメラ機器賃貸借（リース） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
  - (1) 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺区役所自治推進課
  - (2) 堺市中区深井沢町2470番地7  
中区役所自治推進課
  - (3) 堺市東区日置荘原寺町195番地1  
東区役所自治推進課
  - (4) 堺市西区鳳東町6丁600番地  
西区役所自治推進課
  - (5) 堺市南区桃山台1丁1番1号  
南区役所自治推進課
  - (6) 堺市北区新金岡町5丁1番4号  
北区役所自治推進課
  - (7) 堺市美原区黒山167番地1  
美原区役所自治推進課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年7月1日

## 4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店  
支店長 和田 聡  
大阪市淀川区宮原三丁目3番31号

## 5 落札金額

¥1,223,420－（月額当たりの税込単価）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年5月21日

~~~~~

堺市公告第410号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号
株式会社ダイカン
代表取締役 吉村 太郎

2 廃棄物処理施設の設置の場所

大阪府堺市西区築港新町3丁31、48、50－1、50－2、50－3

3 廃棄物処理施設の種類

破碎施設

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

廃プラスチック類 金属くず（以上2種類は廃エアゾール製品及び廃カセットガスボンベに限る）

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

5 廃棄物処理施設の処理能力

6.94 t / 日（13時間）

（廃プラスチック類 0.074 t / 日）

6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年7月30日（金）から同年8月28日（土）まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

## 堺市公告第411号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
大阪府大阪市住之江区平林南二丁目8番37号

大阪ベントナイト事業協同組合  
代表理事 浜野 廣美

2 廃棄物処理施設の設置の場所

大阪府堺市西区築港新町1丁5番35

3 廃棄物処理施設の種類

固化施設

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

汚泥（建設汚泥に限る）

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く  
（以上1種類）

5 廃棄物処理施設の処理能力

2,560m<sup>3</sup>／日（16時間）

6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年7月30日（金）から同年8月28日（土）まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する  
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第412号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次の
とおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に
より公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商
工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おおとりウイングス

堺市西区鳳東町七丁733番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社わたらせ温泉

代表取締役 疋田 耕造

堺市西区鳳東町4丁401番地1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和3年7月1日

5 届出年月日

令和3年7月14日

~~~~~

堺市公告第413号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

令和3年度 第4号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年7月8日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |       |         | 利用権を設定する農地 |          |                     |                                | 利用権を設定する者(貸手)   |                           | 設定する利用権    |           |           |        |                             |
|-------------------|-------|---------|------------|----------|---------------------|--------------------------------|-----------------|---------------------------|------------|-----------|-----------|--------|-----------------------------|
| 住所                | 氏名    | 所在      | 地番         | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                             | 氏名              | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期        | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方<br>法                |
| 堺市中区平井572番地6      | 中野 年宏 | 中区植葉    | 106        | 田        | 1,302               | 堺市中区植葉51番地1                    | 東尾 寛二           | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年8月31日 | 令和6年7月31日 | -      | -                           |
|                   |       | 南区豊田    | 643        | 田        | 456                 | 堺市南区御池台2丁目6番7-105号             | 児玉 益美           | 貸貸借による<br>権利              | 田として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日 | 15,000 | 毎年10月上旬<br>までに貸手口座<br>に振り込み |
| 堺市南区小代53番地        | 大仲 一也 | 南区豊田    | 644        | 田        | 849                 |                                |                 |                           |            |           |           |        |                             |
| 堺市西区草部82番地        | 上野 勲  | 西区草部    | 529-1      | 田        | 1,101               | 堺市西区草部341番地                    | 社会福祉法人<br>おすなろ会 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日 | -      | -                           |
|                   |       | 南区大庭寺   | 587        | 田        | 1,087               | 堺市中区深阪3丁目5番60号                 | 角谷 勝男           | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日 | -      | -                           |
| 堺市中区陶器北1286番地     | 岸本 節夫 | 中区陶器北   | 1310-1     | 田        | 180                 | 堺市中区堀上町469番地<br>堺市中区陶器北1288番地2 | 上野 眞弓<br>岩崎 真二  | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日 | -      | -                           |
|                   |       | 中区陶器北   | 1310-3     | 田        | 172                 |                                |                 |                           |            |           |           |        |                             |
|                   |       | 中区陶器北   | 1310-4     | 田        | 51                  |                                |                 |                           |            |           |           |        |                             |
| 堺市中区東人田364番地      | 仲井 敏之 | 中区東山    | 359-1      | 畑        | 1,319               | 堺市中区東山361番地                    | 樋上 恵一           | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年8月1日  | 令和6年7月31日 | -      | -                           |
|                   |       | 西区山田4丁目 | 1863       | 田        | 1,038               | 堺市西区菱木3丁目2504番地                | 谷野 浩豪<br>谷野 富美代 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年8月1日  | 令和6年7月31日 | -      | -                           |
| 堺市西区菱木4丁目2746番地   | 森口 久司 | 西区山田4丁目 | 1864-1     | 田        | 595                 |                                |                 |                           |            |           |           |        |                             |
| 大阪府松原市北新町2丁目1番24号 | 森本 良行 | 南区岩室    | 22         | 畑        | 1,071               | 堺市北区百舌鳥本町2丁目140番地              | 池田 太八           | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年10月1日 | 令和6年9月30日 | -      | -                           |
|                   |       | 南区岩室    | 24         | 畑        | 485                 |                                |                 |                           |            |           |           |        |                             |

**使用貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 解約権の留保の禁止**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(2) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(3) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(4) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(5) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(6) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(7) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(8) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第414号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理事業の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 組合の名称
堺市黒山西土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成29年1月17日～令和4年3月31日
- 3 土地区画整理事業の名称
南部大阪都市計画事業黒山西土地区画整理事業
- 4 施行地区
堺市美原区黒山の一部
- 5 事務所の所在地
変更前：堺市美原区黒山464番1
変更後：大阪市淀川区西中島6丁目1番1号
- 6 設立認可の年月日
平成29年1月17日
- 7 変更認可の年月日
令和3年7月7日

上下水道局管理規程

堺市上下水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和3年7月30日

堺市上下水道事業管理者 出 来 明 彦

堺市上下水道局管理規程第18号

堺市上下水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(堺市上下水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 堺市上下水道局事務分掌規程(昭和40年水道事業所管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条上下水道局サービス推進部事業サポート課総務係の分掌事務を定める部分中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審理に関すること。

(堺市上下水道局決裁規程の一部改正)

第2条 堺市上下水道局決裁規程(昭和43年水道局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中第60号を第61号とし、第47号から第59号までを1号ずつ繰り下げ、同項第46号中「(平成26年法律第68号)」を削り、同号を同項第47号とし、同項第45号の次に次の1号を加える。

(46) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求に係る請求の受理、執行停止及び裁決に関すること。

(堺市上下水道局公印規程の一部改正)

第3条 堺市上下水道局公印規程(平成5年水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表一般公印の表中

「

堺市上下水道局長印	てん書 方20	堺 市 上 下 水 道 局 長 印	事業サポート課長(1)
-----------	------------	-------------------------	-------------

を

」

「

堺市上下水道局長印	てん書 方20	堺 市 上 下 水 道 局 長 印	事業サポート課長(1)
堺市上下水道局審理員 之印	てん書 方22	堺 市 上 下 水 道 局 審 理 員 之 印	法務監査・人事・労務 担当課長(1)

に

」

改める。

(堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部改正)

第4条 堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第7号、様式第8号、様式第10号から様式第12号までの規定及び様式第14号から様式第17号までの規定中「堺市長」を「堺市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

~~~~~

堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年7月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第19号

堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規程（平成29年上下水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第2項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第10条とする。

第8条第3項中「出席した部会員」との次に「、第5条中「委員」とあるのは「部会員」と」を加え、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第5条及び第6条を1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第5条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第93号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 指 定 番 号   | 第1447号              |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年7月12日           |
| 指定期間の末日   | 令和8年7月11日           |
| 事業者の名称    | 株式会社覚野設備            |
| 事業者の住所    | 泉南郡熊取町野田3丁目1113番地の1 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 覚野 泰文         |
| 事業所の名称    | 株式会社覚野設備            |
| 事業所の所在地   | 泉南郡熊取町野田3丁目1113番地の1 |

指 定 番 号 第1448号  
指 定 年 月 日 令和3年7月12日  
指定期間の末日 令和8年7月11日  
事業者の名称 小池 一嘉  
事業者の住所 堺市美原区多治井658番地 5  
事業所の名称 小池設備  
事業所の所在地 堺市美原区多治井658番地 5

指 定 番 号 第1449号  
指 定 年 月 日 令和3年7月12日  
指定期間の末日 令和8年7月11日  
事業者の名称 株式会社和田設備工業  
事業者の住所 堺市西区菱木1丁2264番地の3  
代表者の職氏名 代表取締役 和田 吉成  
事業所の名称 株式会社和田設備工業  
事業所の所在地 堺市西区菱木1丁2264番地の3

指 定 番 号 第1450号  
指 定 年 月 日 令和3年7月12日  
指定期間の末日 令和8年7月11日  
事業者の名称 株式会社谷川  
事業者の住所 吹田市南正雀4丁目13番9号  
代表者の職氏名 代表取締役 林 貴志  
事業所の名称 株式会社谷川  
事業所の所在地 吹田市南正雀4丁目13番9号

指 定 番 号 第1451号  
指 定 年 月 日 令和3年7月12日  
指定期間の末日 令和8年7月11日  
事業者の名称 イッシン株式会社  
事業者の住所 堺市西区平岡町447番地20  
代表者の職氏名 代表取締役 高橋 錬  
事業所の名称 イッシン株式会社  
事業所の所在地 堺市西区平岡町447番地20

指 定 番 号 第1452号  
 指 定 年 月 日 令和3年7月12日  
 指定期間の末日 令和8年7月11日  
 事業者の名称 菊 秀行  
 事業者の住所 堺市中区陶器北5番地23  
 事業所の名称 菊水道  
 事業所の所在地 堺市中区陶器北5番地23

指 定 番 号 第1453号  
 指 定 年 月 日 令和3年7月12日  
 指定期間の末日 令和8年7月11日  
 事業者の名称 實藤 理  
 事業者の住所 茨木市総持寺2丁目2番3号  
 事業所の名称 セノヤ  
 事業所の所在地 茨木市総持寺2丁目2番3号

堺市上下水道局公告第94号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第272号  
 廃 止 年 月 日 令和3年7月12日  
 事業者の名称 小池 進  
 事業者の住所 堺市美原区多治井658番地5  
 事業所の名称 小池設備  
 事業所の所在地 堺市美原区多治井658番地5

## 堺市上下水道局公告第95号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 指 定 番 号   | 第1722号              |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年7月12日           |
| 指定期間の末日   | 令和7年11月30日          |
| 事業者の名称    | 株式会社覚野設備            |
| 事業者の住所    | 泉南郡熊取町野田3丁目1113番地の1 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 覚野 泰文         |
| 営業所の名称    | 株式会社覚野設備            |
| 営業所の所在地   | 泉南郡熊取町野田3丁目1113番地の1 |

|           |                |
|-----------|----------------|
| 指 定 番 号   | 第1723号         |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年7月12日      |
| 指定期間の末日   | 令和7年11月30日     |
| 事業者の名称    | 小池 一嘉          |
| 事業者の住所    | 堺市美原区多治井658番地5 |
| 営業所の名称    | 小池設備           |
| 営業所の所在地   | 堺市美原区多治井658番地5 |

|           |                |
|-----------|----------------|
| 指 定 番 号   | 第1724号         |
| 指 定 年 月 日 | 令和3年7月12日      |
| 指定期間の末日   | 令和7年11月30日     |
| 事業者の名称    | イッシン株式会社       |
| 事業者の住所    | 堺市西区平岡町447番地20 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 高橋 錬     |
| 営業所の名称    | イッシン株式会社       |
| 営業所の所在地   | 堺市西区平岡町447番地20 |

指 定 番 号 第1725号  
 指 定 年 月 日 令和3年7月12日  
 指定期間の末日 令和7年11月30日  
 事業者の名称 菊 秀行  
 事業者の住所 堺市中区陶器北5番地23  
 営業所の名称 菊水道  
 営業所の所在地 堺市中区陶器北5番地23

指 定 番 号 第1726号  
 指 定 年 月 日 令和3年7月12日  
 指定期間の末日 令和7年11月30日  
 事業者の名称 實藤 理  
 事業者の住所 茨木市総持寺2丁目2番3号  
 営業所の名称 セノヤ  
 営業所の所在地 茨木市総持寺2丁目2番3号

## 農業委員会告示

### 堺市農業委員会告示第8号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年7月30日

堺市農業委員会  
 会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和3年8月5日（木）午後1時30分

[場所]

堺市役所本館3階 大会議室1

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 4 その他